

令和 5 年度 和光市国民健康保険集団健診（ドック）

業務委託仕様書

1 和光市国民健康保険集団健診の概要

（1） 業務委託名

和光市国民健康保険集団健診（ドック）（以下「国保集団健診」という。）

（2） 目的

国民健康保険制度は、平成 30 年度に都道府県単位の運営となる制度改正が行われ、市は保険者機能を推進し、医療費適正化や保健事業の充実に係る施策の積極的展開を求められている。市では、和光市国民健康保険ヘルスプランとして、和光市国民健康保険事業計画、和光市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び和光市特定健診等実施計画の 3 計画を包括的に策定し、国保医療費や疾病状況を分析し今後の医療費の推計や、適正給付につなげるための取組や効果的かつ効率的な保健事業の推進を図っている。

和光市国民健康保険ヘルスプランに基づく同事業は、特定健診とがん検診等と組み合わせた総合的かつ受診利便性を高めた内容による特定健診及びがん検診の受診率の向上、並びに特定保健指導分割実施による早い段階での生活習慣改善の主体的な取組等メタボリックシンドロームの予防・改善を図るものである。

（3） 契約期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（4） 健診実施日・対象人数

健診実施日は、次のア～イとする。各日程で実施する健（検）診項目の詳細は、別紙 1 を参照すること。

ア 7 月国民健康保険集団健診（6 日間実施） 日程：令和 5 年 7 月中旬～下旬頃

イ 12 月国民健康保険集団健診（4 日間実施） 日程：令和 5 年 12 月上旬頃

※ 受付時間は、8：00～12：00（30 分間隔／全 9 枠）とする。

※ 各日程の定員は、160 名（1 枠あたり 17～18 名）とする。

※ 会場は、全日程和光市保健センターとする。

(5) 健（検）診項目・対象者

ア 健（検）診項目

健（検）診項目は下記（ア）～（ウ）とする。各健（検）診の測定内容については、別紙2を参照すること。

- （ア） 和光市国民健康保険特定健康診査（以下「国保特定健診」という。）
- （イ） がん検診（肺がん検診・大腸がん検診・胃がん検診・前立腺がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診）
- （ウ） 肝炎ウイルス検診

※ 国保集団健診では、下記①～③の健（検）診項目の受診を原則必須とする。

- ① 国保特定健診
- ② 肺がん健診
- ③ 大腸がん検診

イ 対象者

各健（検）診の対象者については、別紙3を参照すること。また、「和光市国保特定健診40歳代自己負担金無料クーポン券事業」（以下「40代クーポン券事業」という。）及び「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」（以下「がんクーポン券事業」という。）の対象者は別紙4・5を参照すること。

2 委託する業務の内容及び提案を求める事項

（1）健診実施全般について

健診実施にあたっては、下記ア～キを遵守すること。

- ア 受診者のプライバシーに十分配慮して実施すること。
- イ 受診時、受診者の移動の順序を明確にし、表示や案内係を配置、受診者が受診の流れを理解できるように説明する等、円滑かつ快適に受診できるようにすること。
- ウ 受診者の待ち時間を少なくするよう努力すること。やむを得ず、待ち時間が生じる場合は、受診者が不快を感じないよう環境に配慮すること。
- エ 検査着を使用する場合は、洗濯(クリーニング)してある衣類を受診者数分用意すること。また、ブーツ等靴の着脱が困難な対象者のためにスリッパを用意すること。使用済みの検査着は密閉した袋に入れて保管管理すること。
- オ 会場設営、健診に必要な物品等は原則としてすべて用意すること。
- カ 毎日健診終了後は、使用施設の清掃・消毒及び窓等施錠の確認を行うこと。
- キ 不測の事態が発生した場合には、市担当者と協議し対応を決定すること。

(2) 健診実施前の業務

ア 予約票・問診票・発送用封筒の作成

配布物は事前に市の承認を得ること。

イ 予約票・問診票の発送

受診予定者については発送の8日前までに市から指示する。予約票・問診票等は原則和光郵便局から発送すること。

※ 健診申込は郵送による受付のため、定員見込を大きく超える申込となった場合には、1日の受診対応人数を増やす等市と協議のうえ市民ニーズに柔軟に対応する。

【提案を求める事項1】

○健診をよりよくするための取り組み・方策

(例:受診者を増やすための方策、継続受診への動機づけを図る方策等)

○予約票・問診票が手元に届くまでのスケジュール

○予約者データの提出方法・個人情報管理体制

(3) 健診当日の実施体制

健診当日は、ア～セの業務についてスタッフを配置すること。

ア 受付・健診の説明・誘導・最終確認

イ 会計（自己負担額受理、領収書発行等）

ウ 間診・腹囲測定等

エ 血圧測定・採血（看護師等の専門職）

オ 尿検査（検査技師）

カ 心電図検査（検査技師）

キ 眼底検査（検査技師）

ク 診察（医師・看護師等の専門職）

ケ 保健指導（特定保健指導分割実施等）（保健師、管理栄養士等）

コ 胃がん検診（検査技師）

サ 肺がん検診（検査技師）

シ 乳がん検診（検査技師）※

ス 子宮頸がん検診（医師、看護師）※

セ 健診実施責任者

※乳がん検診・子宮頸がん検診の検査技師・看護師・医師は女性とする。

【提案を求める事項2】

○効率的な運用・健診の円滑な進行のためのスタッフ配置体制

(4) 健診当日の業務

ア 受付業務

全ての健(検)診について、本人確認書類や受診券等の提示をうけ、健(検)診受診条件の該当しているか確認のうえ、自己負担額を徴収し、領収書を発行すること。「40代クーポン券事業」及び「がんクーポン券事業」対象者の場合は、無料クーポン券を回収すること。

イ 国保特定健診

(ア) 特定保健指導の実施

『高齢者の医療の確保に関する法律』(昭和 57 年法律第 80 号)『特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準』(平成 19 年厚生労働省令第 157 号)『特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き』、『標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)』等(改正内容を含む)に基づき実施すること。実施の詳細は「健診時の特定保健指導分割実施及び継続支援」(別紙6)を参照すること。

また、下記の目標達成(表1)を主眼に置き、業務を実施すること。

表1 第3期特定健診等実施計画における目標値(令和5年度)

ア 特定健診受診率	対象者総数中の60%
イ 特定保健指導終了率	動機付け支援及び積極的支援総数中の60%
ウ 特定保健指導改善率	特定保健指導終了者総数中の50%

(イ) 健診当日の特定保健指導の実施

健診当日の特定保健指導実施は、健診の流れの一部として保健指導を取り込むことにより実施数増加が見込まれることから、集団健診当日に特定保健指導を分割実施した場合の目標値は下記(表2)のとおりとすること。

表2 健診当日の特定保健指導の実施率

特定保健指導実施率	当該年度の集団健診での動機付け支援及び積極的支援総数中の70%以上 (健診当日に特定保健指導分割実施をしたが、当該年度の健診結果で特定保健指導対象外となつた人を除く)
-----------	--

ウ 各種がん検診

- (ア) 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(改正内容を含む)等に基づき実施すること。
- (イ) 肺がん・胃がん・乳がん検診の二重読影を行った医師、子宮頸がん検診の細胞検査技師・細胞診断医名を結果票に明記すること。
- (ウ) 該当がんの治療中や経過観察中等のがん検診対象外者が問診の段階で申告した場合は、検診を中止すること。その際には、本人が対象外であることをわかりやすく説明し、理解及び納得してもらうよう対応すること。
- (エ) 検診日当日に大腸がん検診の検体を提出できなかった者、肺がん検診の問診結果により喀痰検査の対象となった者については、後日回収日を設定し、市に来庁のうえ検体回収を行うこと。後日回収分の検査結果を含めて、結果通知票を作成すること。
- (オ) 問診等で聴取した内容については、検診結果に記載する等して反映させること。
- (カ) 体調不良等の事情により、予約した検診が実施できなかった場合は、該当する検査項目に関する自己負担額は徴収しないものとする。キャンセルの理由については、事業報告書で報告すること。

エ 肝炎ウイルス検診

検査項目は別紙3を参照すること。

【提案を求める事項3】

- 特定保健指導の実施体制、目標到達のための取り組み
- 健(検)診の運営について、(4)ア～エを安全・円滑に進めるための方策
- 感染症予防策(スタッフ管理、消毒体制等)
- 結果説明会への出席を促すための取り組み

(5) 健診実施後の業務

ア 結果説明会業務

- (ア) 結果説明会では、検診結果の返却の他、小グループ指導、個別相談希望者へのヘルスマップ相談、特定保健指導(初回面接2回目)を実施すること。
- (イ) 結果返却を行う際は、健診受診時に配布した健診結果説明会案内及び本人確認書類等により、対象者確認をしたうえで、集団健診の結果を手渡しにて返却すること。

(ウ) 健診結果説明会実施日程は下記のとおりとすること。

令和5年8月下旬で2日 (7月健診分)

令和6年1月上旬～中旬日で1日 (12月健診分)

※ 7月分は、1日は土日祝とすること。

※ 受付時間は、全日程9:30～11:30とする。

(エ) 説明会当日のスタッフについて

結果説明会当日は、①～⑤の業務についてスタッフを配置すること。

① 受付・誘導

② 小グループ指導

③ ヘルスアップ相談

④ 特定保健指導

⑤ 骨密度測定検査

※ ⑤の骨密度測定検査については、市が準備する測定機器を使用する。

イ 結果返却業務

健診結果説明会未来所者の健(検)診結果票は、結果説明会から1週間は健康保険医療課で預かり、希望者には本人確認書類等による本人確認後、手渡しにて配布する。1週間以降は受託者が市へ来庁し健(検)診結果票を回収し、未来所者分の健(検)診結果票を和光郵便局から普通郵便にて郵送すること。健(検)診結果票を配布または郵送にて返却した記載のある名簿は、結果返却郵送当日にコピーをとり、原本提出のうえ報告すること。

【提案を求める事項4】

○結果説明会小グループ指導の内容

○結果説明会当日のスタッフ体制

○小グループ指導、ヘルスアップ相談、特定保健指導の質を高めるための取り組み

○事後処理業務(検査分析、結果票・集計書類作成等)を正確・迅速に行うための実施体制

3 報告・提出書類・費用の請求について

下記の報告書を、市が指定する期日・形式・媒体で提出すること。

(1) 健診実施前に提出するもの

ア がん検診精度管理チェックリスト(別紙7)

イ 乳がん検診に係る読影医、撮影診療放射線技師リスト(別紙8)

(2) 健診実施日当日に提出するもの

ア 受付名簿(受診項目、無料クーポン券利用者等を記載した一覧表)

イ 事業報告書

※ 事業報告書については、記載内容を再度確認のうえ、翌日以降すみやかにデータ及び紙媒体で提出する。

ウ 各種無料クーポン券、受診券の再発行申請書・名簿

エ 検便、喀痰の後日回収者名簿

オ 健診当日に回収したアンケート用紙

(3) 検査結果に応じて報告・提出するもの

特定健診やがん検診等において、受託者の健診医が、検査結果から早急な精密検査や治療が必要と判断された場合には、すみやかに市に電話連絡のうえ、該当者のリスト、該当者に配布する紹介状、健(検)診結果ならびにがん検診の場合にはレントゲン撮影結果(CD-R)を市へ提出すること。

(4) 健診結果説明会前週末までに提出するもの

健診結果のデータ化にあたっては、市が指定する様式に合わせてデータを正確に作成し、納品するものとする。データ報告については、暗号化ソフト ED を利用し、パスワード設定したうえで提出する。

ア 個人別健(検)診結果通知票のコピー(A4版)

イ 健診結果一覧表の電子媒体(Excel データ)

※ 心電図、眼底検査、血清クレアチニン検査(eGFR 含む)、貧血検査について、特定健診の詳細な健診に該当する場合には、詳細な健診として実施した旨を医師の診断等に必ず記載する。

ウ 健診結果一覧表の電子媒体(市指定の CSV 形式データ)

※ CSV データについては、必ず文字コードが Unicode 対応のものとする。

エ 国保特定健診医療健診の受診券の提出がない者の名簿(Excel データ)

※ 対象者確認後、市にて受診券番号を記載し、受託者へ報告する。

オ 国保特定健診の電子媒体(XMLデータ)

※厚生労働省の定める電子的標準様式に基づくXML形式で作成する。XMLデータについては誤りのないよう、外部委託を含め十分注意のうえ作成する。

(5) 健診結果説明会当日に提出するもの

ア 事業報告書

※ 事業報告書については、記載内容を再度確認のうえ、翌日以降すみやかにデータ及び紙媒体で提出する。

(6) 健診・結果説明会終了後、請求書と同時に提出するもの

- ア 統計表(受診者数、性別・年齢別受診項目等市の指定する項目を集計)
- イ 業務完了報告書(請求書に基づく項目を集計)
- ウ スタッフ従事者名簿
- エ 通知発送控え
- オ 特定保健指導の電子媒体(XMLデータ)

※厚生労働省の定める電子的標準様式に基づくXML形式で作成する。XMLデータについては誤りのないよう、外部委託を含め十分注意のうえ作成する。

(7) 市が指定した時に提出するもの

- ア 回収した特定健診医療健診受診券
- イ 回収した各種無料クーポン券
- ウ 回収したアンケートの結果及び分析内容

(8) 費用の請求・支払い

健診結果説明会実施後すみやかに3(6)の書類を添付して遅延なく請求すること。

- ア 請求する際は、各種健(検)診、検診前後の業務、結果返却業務委託料等の内容を実施月ごとにまとめ、請求すること。請求書様式については、市が指示する。
- イ 国保特定健診受診料については、国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムへのXMLデータ取込が完了後に健康保険医療課に直接請求すること。

4 その他

(1) 風しんの追加的対策への対応

風しんに関する追加的対策骨子(平成30年12月13日付け厚生労働省通知(改正内容を含む))に基づき集合契約による実施とし、同契約とりまとめ機関に事前に委任状を提出し、検査キットの確保等実施体制を整備のうえ実施する。実施にあたっては、厚生労働省健康局公表の「風しんの追加的対策」の資料(健診機関、医療機関向け手引き(改正内容を含む))を参照のこと。なお、同対策にかかる検査費用の請求、結果返却等については集団契約のスキームに則って実施する。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

次に掲げる場合に該当するときは、市と受託者が協議のうえ、実施日程等を変更または実施を中止するものとする。

- ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたとき、または国及び埼玉県による事業等の自粛要請があつたとき。
- イ 検診実施日程の属する月の2ヶ月前の時点で市内の新型コロナウイルス感染症(以下

「新型コロナ」という。)発生状況により健診を実施することが適当でないと市が認めるとき。

(3) その他

ア 個人情報の取り扱いについて

- (ア) 受託者は個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン、和光市個人情報保護条例等を遵守すること。
- (イ) 受託者は、健診データをネットワークに接続していないパソコンで使用して作成し、電子媒体等に保存し、施錠可能な場所で保管すること。
- (ウ) 委託期間が終了した場合は、受託者は全ての個人情報について市へ提出し、個人が特定できるデータを消去すること。なお、実績等の分析にデータを使用する必要がある場合は、個人が特定されない処理をして使用すること。

イ その他留意事項

- (ア) 健診実施場所の準備及び撤収については、施設の開錠や施錠を含め受託者が全て行う。準備は健診日当日の受付時間前30分までに完了し、受付時間前に受診者が来庁した場合等、待合案内を行う等誠意を持って対応するものとする。
- (イ) 施設の鍵及び施設利用許可証等必要物品については、市が事前に受託者に貸与するため、使用及び保管等取り扱いは健診実施責任者が厳重に注意する。健診準備については、実施施設等の状況が許す場合には、市の許可を得て健診日前の準備を行うことができる。撤収については、施設を使用する前の現状のレイアウトに復帰し、電源や窓の施錠等をきちんと確認した上で、市の担当者に報告する。会場の鍵の保管、開場等については別紙9のとおり厳重に管理及び実施する。
- (ウ) 健診関係書類を契約期間終了後においても5年間は保存すること。ただし問診票は、原本を市の指定する方法で納品する。受診券、問診票は、基本的な健診とがん検診・肝炎ウイルス検診に分けて、健診日、受付番号順に並べ、健診日毎に仕切りを入れて、市の文書ファイリング用保存箱で納品する。アンケート・各種クーポン券については、市が指定した保存箱を使用し、指定した順番で保管し納品する。
- (エ) 電話申込みの状況に応じて、各時間帯の申込人数枠と各年代の申込人数枠等について、受託者、市協議のうえ、対応変更ができるものとする。
- (オ) 特定保健指導の実施にあたっては、市のケアマネジメント手法の理解、実践に努めるとともに、必要に応じて、コミュニティケア会議等に参加すること。
- (カ) 第3期特定健康診査等実施計画期間における特定健診・特定保健指導の運用の見直しに関する実施方法等について、市への積極的な提案を行い、効果的な運用を図ること。
- (キ) 実施に関する詳細な内容については、あらかじめ市と協議するとともに、業務の遂行にあたって疑問が生じたときは、必ず市の指示を受けて実施すること。

- (ク) 新型コロナに係る集団健診業務での取扱いについては、感染者発生状況を注視しながら、下記(ケ)～(セ)のとおり対応する。対応に当たっては原則として、健診8団体が作成した「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」(改正内容を含む)に基づき実施する。なお、新型コロナ感染の終息が確認された場合には、市の決定・指示に基づき、下記(ケ)～(セ)の対応を解除する。
- (ケ) 集団健診業務に携わる市及び受託者の職員は、最低限国及び県が公表する新型コロナウイルス感染者の療養期間を参考に市が決定した期間(健診前から健診日まで)の体温測定及び健康観察を行う。万一、職員に発熱や風邪症状等がみられる場合や、PCR検査等の陽性者の濃厚接触者に該当する場合は、健診業務には参加せず、代替職員で対応する。その際、業務内容の引継ぎ等円滑に健診が実施できるような体制を準備する。
- (コ) 集団健診業務の際は、毎日業務前後には使用する備品・文具等の消毒並びに換気を行い、飛沫・接触感染防止に努める。
- (サ) 4(2)定めにより検診の日程等を変更したとき又は中止した場合の費用負担等については、市及びに受託者が協議のうえ決定する。
- (シ) 同事業に携わる市及び受託者の職員とその同居者が新型コロナに罹患または濃厚接触者となった場合には、市並びに受託者ともに速やかに連絡し、事業実施の可否等を協議並びに調整する。
- (ス) 健診日は、職員はマスクを着用し、手洗いや定期的な換気の実施、ソーシャルディスタンスを考慮した健診の待合・健診場所の配置及び導線確保による密接・密閉・密集防止等新型コロナ感染防止に最大限配慮し業務を実施する。なお、換気のため一部窓や扉を開放して健診を実施する場合は、受診者のプライバシーに配慮し、かつ健診書類等個人情報保護を厳守する。
- (セ) 新型コロナ感染拡大防止のため、受診者に健診日のマスク着用や咳エチケット、密接・密閉・密集防止の協力を健診予約書式等を活用して事前に周知し、健診日に受診者が感染予防対策を実践するようとする。また、最低限予約通知受理日から健診日までの健康観察や検温の実施を依頼し、風邪症状等新型コロナ感染の可能性がある場合には、健診に参加しないこと(来所しても確実に参加できないこと)を事前に書面にて周知する。

令和5年度 成人対象の集団健診年間スケジュール

【注意事項】●は受診必須項目／認知症検診は全6回実施

<健（検）診項目と内容>

健（検）診項目	内 容
基本的な健診 ・国保特定健診	<p><基本的な健診項目></p> <p>質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、40～74歳は腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定（収縮期・拡張期）、血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）、血糖検査（空腹時血糖及びHbA1c検査）、尿検査（尿糖、尿蛋白）</p> <p><その他の健診項目></p> <p>腎機能検査（血清クレアチニン、尿酸(eGFR算出含む)）、貧血検査（赤血球数、血色素数、ヘマトクリット値、白血球数、血小板数）、心電図検査（12誘導心電図）、尿検査（尿潜血）</p> <p><詳細な健診項目></p> <p>眼底検査（原則両眼）</p>
肺がん検診	問診、胸部X線直接撮影(二重読影、結核含む) <医師が必要と認めた場合や問診の結果喫煙指数が600以上の方> 喀痰細胞診検査(3日間蓄痰)
大腸がん検診	問診・免疫学的便潜血反応検査(2日法)
胃がん検診	問診・胃部X線直接撮影(8方向以上、二重読影含む)
前立腺がん検診	問診、前立腺特異抗原(PSA)検査(タンデム準拠法)
乳がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・両乳房X線検査（1方向・二重読影含む）・・・30～39歳、50歳以上 ・両乳房X線検査（2方向・二重読影含む）・・・40～49歳
子宮頸がん検診	問診、内診、子宮頸部細胞診（ベセスダシステムによる判定）
肝炎ウイルス検診	問診、HBS抗原検査、HCV抗体検査（EIA法）、HCV抗原検査、HCV核酸増幅検査
風しん抗体検査	厚生労働省が公表している「医療機関・健診機関向け手引き」を参照。

<健診対象者及び自己負担額>

	健診名	対象者	自己負担額
基本的な健康診査	和光市国保特定健診	令和6年3月31日時点において40から74歳及び75歳の誕生日の前日までの和光市国民健康保険加入者	1,000円以内
	和光市国保特定健診 40歳代自己負担額 無料クーポン券事業	令和6年3月31日時点において40から49歳の和光市国民健康保険加入者かつ集団健診または和光市国保集団健診で特定健診を受診する人	0円
がん検診	肺がん (エックス線撮影)	受診日において40歳以上の人 (肺がんまたは肺の疾患で治療中、経過観察中の人除く)	200円以内
	肺がん (喀痰検査)	受診日において50歳以上かつ医師が必要と認めた場合や問診の結果喫煙指数が600以上の人(肺がんまたは肺の疾患で治療中、経過観察中の人除く)	300円以内
	大腸がん	受診日において40歳以上の人 (大腸がんまたは大腸の疾患で治療中、経過観察中の人除く)	300円以内
	胃がん	受診日において40歳以上の人 (胃がんや胃・十二指腸等、消化管の疾患で治療中または経過観察中の人等除く)	800円以内
	前立腺がん	受診日において55歳以上の男性 (前立腺がんまたは前立腺疾患で治療中、経過観察中の人除く)	200円以内
	乳がん	受診日において30歳以上の女性(乳がんや乳房の疾患で治療中または経過観察中の人、授乳中・豊胸術後の人除く) 両乳房X線検査1方向(30歳～39歳、50歳以上) 両乳房X線検査2方向(40歳～49歳)	1方向800円以内 2方向900円以内
	子宮頸がん	受診日において20歳以上の女性 (子宮がんで治療中または子宮全摘出後の人等除く)	700円以内
その他	肝炎ウイルス検診	令和6年3月31日時点において40歳及び41歳以上で肝炎ウイルス検診未受診者	0円

<和光市国保特定健診 40 歳代自己負担金無料クーポン券事業>

1 対象者

以下の(1)～(3)の要件を満たすものとする。

- (1) 昭和 49 年 4 月 1 日～昭和 59 年 3 月 31 日生まれの人
- (2) 和光市国保特定健診受診日において、和光市国民健康保険に加入している人
- (3) 和光市集団健診または和光市国保集団健診のいずれかを受診する人
(個別契約医療機関で和光市国保特定健診を受診する人は対象外とする)

2 実施方法

- (1) 国保集団健診受診時に、本人確認書類(原則住所が記載されているもの。)や特定健診受診券等の提示をうけ、年齢及び和光市国民健康保険資格を確認のうえ、事前に市から送付している和光市国保特定健診 40 歳代自己負担額無料クーポン券を回収する。
- (2) クーポン券を忘れた場合は、集団健診予約票の裏面にある無料クーポン券・受診券再発行委任の承諾欄にチェックしてもらい回収する。この用紙は、健診後に市へ提出する。

3 自己負担金

無料とする。

<新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業>

1 対象者

以下の(1)(2)の要件を満たすものとする。

- (1) 検診日において和光市に住民登録がある人。
- (2) 下記の<検査別・生年月日別のがん検診無料クーポン券の対象者一覧表>に該当する生年月日の女性。

2 実施方法

- (1) 健診受診時に、本人確認書類(原則住所が記載されているもの。)や受診券等の提示をうけ、対象年齢に該当するかを確認のうえ、事前に市から送付している和光市がん検診無料クーポン券を回収する。
- (2) クーポン券を忘れた場合は、集団健診予約票の裏面にある無料クーポン券・受診券再発行委任の承諾欄にチェックしてもらい回収する。この用紙は、健診後に市へ提出する。

<検査別・生年月日別のがん検診無料クーポン券の対象者一覧表>

生年月日	子宮頸がん検診 無料クーポン券	乳がん検診 無料クーポン券
H14.4.2～H15.4.1	◎	
H9.4.2～H10.4.1	◎	
H4.4.2～H5.4.1	◎	
S62.4.2～S63.4.1	◎	
S57.4.2～S58.4.1	◎	◎
S52.4.2～S53.4.1		◎
S47.4.2～S48.4.1		◎
S42.4.2～S43.4.1		◎
S37.4.2～S38.4.1		◎

3 自己負担金

無料とする。

<健診時の特定保健指導分割実施及び継続支援等>

1 対象者

ア 当該年度の国保集団健診(7月、12月)または集団健診(9月～11月)において和光市国保特定健診を受診する日に和光市国民健康保険被保険者である以下の(1)①②を満たし、かつ(1)③、(2)①、②のいずれか1つ以上の要件を満たす人。

(1) 健診日の問診内容及び計測結果

- ①腹囲が男性 85cm以上、女性 90cm以上または BMI25 以上
- ②標準的な質問票において、血圧・血糖・コレステロールや中性脂肪に関する服薬歴がない人
- ③収縮期血圧が 130 mm/Hg 以上または拡張期血圧が 85 mm/Hg 以上

(2) 前年度の健診結果^(※)

- ①中性脂肪が 150 mg/dl 以上から対象者を選定
- ②HbA1c が 5.6 mg/以上から対象者を選定

^(※) 予約者の該当状況に応じて、適切な特定保健指導が実施できるよう、必要に応じて該当者の人数調整を図る。

イ 前年度の健診結果のマルチリスク者（血圧、血糖、脂質、egfr のうちいずれか2項目以上が基準値以上）から市が抽出した人。

2 実施方法

ア 1対象者のアについて

平成25年厚生労働省告示第92号「特定保健指導の外部委託に関する基準」を遵守し、厚生労働省の示す「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づき厚生労働省が定める特定保健指導の実施方法」及び「標準的な健診・保健指導プログラム(直近の改正内容を含む)」並びに「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3版)」の内容に基づき、生活習慣病の予防改善に係わる行動変容を促し、継続できるようなプログラムを企画・作成のうえ実施する。

下記(1)～(5)の内容に留意し、利用者が参加、継続しやすい工夫をし、実施する。

- (1) 栄養面、運動面を含めた総合的な支援ができるプログラムとする。
- (2) 初回面接から3ヶ月経過後までの支援内容及び評価のスケジュールを立案する。
- (3) 支援形態(個別支援(個別訪問を含む)・グループ支援・電話・手紙)及び支援時間並びに積極的支援について定められた180 ポイント以上の支援を実施する。
- (4) 支援内容は、対象者自らが健康状態を振り返り、生活習慣の改善すべき点を自覚し、主体的に目標設定を行い、行動に移すことができるよう支援する。

(5) 支援教材・学習教材については、具体的かつ対象者に視覚的にもわかりやすい内容のものを作成し、実施する。

分割実施から継続支援までの一連の実施方法、使用帳票等実施内容については事前に市と協議のうえ決定するものとする。

①特定保健指導分割実施

健診受診の際に、上記1アの対象者要件を確認し、該当者には診察医から特定保健指導の参加勧奨を実施する。事業者スタッフは、該当者を特定保健指導実施場所への誘導を実施するとともに、参加の必要性を説明し保健指導を実施する。

分割実施時に継続支援のスケジュール、内容および今後の連絡方法の確認等を行い、継続支援が円滑に継続実施できるように調整する。

②継続支援

動機づけ支援、積極的支援とともに、生活習慣改善の進捗状況を確認し、必要があると認める場合には、行動目標・行動計画の再設定を行う。3か月後以降に最終評価を実施し、行動目標の達成状況及び身体状況や生活習慣の変化を評価する。

③その他

・利用者からの問合せ対応

利用者からの支援内容等に関する問い合わせや質問等については、迅速かつ誠実に対応し、支援者の意欲向上や行動の継続につながるようにする。

・市への報告

保健指導の進捗状況については、9月以降は原則1～2か月に1回程度、進捗状況や対応に苦慮するケースの有無等を市に報告するものとする。

なお、特定保健指導のXMLデータ及び個別実績報告書については、原則初回面談実施後の翌月と継続支援終了後の翌月の2回に分けて市に提出する。なお、XMLデータについては、国の作成する仕様(直近の改正内容を反映)に基づいて作成し、国保連合会システムへのXMLデータの取り込みを円滑に進めるものとする。

・年度末までに特定保健指導が終了しない場合

特定保健指導における初回面談が終了し、継続的支援及び最終評価が契約年度期間内で終了が見込めない場合は、終了日及びその後の対応について甲、乙協議のうえ決定するものとする。

イ 1対象者のイについて

マルチリスク改善の必要性の理解、改善のための具体的方法について対象者の生活状況をヒアリングしたうえでアドバイスを実施する。

3 自己負担金

ア・イともに無料とする。

「子宮頸がん検診」事業評価のための点検表(検診実施機関用)

No.	チェック項目	回答	
1. 受診者への説明			
1	検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	精密検査の方法について説明していますか。(精密検査としては、検診結果に基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	精密検査結果は市へ報告すること、またほかの医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明していますか。※ ※精密検査結果は、個人の同意がなくても市や検診機関に対して提供できる(個人情報保護法の例外事項として認められている)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	検診の有効性(細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く、また近年増加傾向にあることなどを説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	以上6項目を記載した資料を受診者全員に個別に配布していますか。(ポスターや問診票等持ち帰れない資料や口頭説明のみは不可)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2. 検診機関での精度管理			
1	検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	実施している細胞診の種類はどちらですか。 (該当する方に○)	<input type="checkbox"/> 液状検査法	<input type="checkbox"/> 従来法
3	採取器具は何を使用していますか。		
4	細胞診は、直視下に子宮頸部及び腫瘍表面の全面擦過により細胞を採取し(注1)、迅速に処理(固定)していますか。※ ※採取した細胞は直ちにスライドグラスに塗抹して速やかに固定すること。または、直ちに液状化検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し固定すること	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	細胞診の業務(細胞診の判定も含む)を外部に委託していますか。また、委託している場合、委託機関はどちらですか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		委託機関(施設名)	
6	検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行っていますか。※ ※不適正例があった場合は必ず原因を検討し対策を講じること。また不適正例が無い場合でも、対策を講じる体制を有すること	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
8	検診結果は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
9	問診では、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

「子宮頸がん検診」事業評価のための点検表(検診実施機関用)

No.	チェック項目	回答	
10	問診の上、症状(体がんの症状含む)のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
11	問診記録は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
12	視診は塗鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
13	医師の在籍状況について(人数を記入)	男性	女性
3. 細胞診判定施設での精度管理			
1	細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けていますか。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行っていますか。(注2)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行っていますか。市から求められた場合、再スクリーニング施行率の報告を求められた場合報告できる体制を取っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	細胞診結果の報告には、ベセスダシステムを用いていますか。(注3)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	がん発見例については、過去の細胞所見の見直しを行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	標本は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

(注1)一般社団法人日本婦人科がん検診学会 子宮頸部細胞採取の手引き参照

(注2)公益社団法人日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照

(注3)ベセスダシステムによる分類: The Bethesda System for Reporting Cervical Cytology second edition及びベセスダシステム2001アトラス 参照

住所
商号または名称
代表取締役氏名
健診機関コード

「大腸がん検診」事業評価のための点検表(検診実施機関用)

No.	チェック項目	回答	
1. 受診者への説明			
1	便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、原則として内視鏡検査により必ず精密検査を受ける必要があること(便潜血検査の再検は不適切であること)を事前に明確に説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	精密検査の方法について説明していますか。(検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	精密検査の結果は市へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明していますか。※ ※精密検査結果は、個人の同意がなくても市や検診機関に対して提供できる(個人情報保護法の例外事項として認められている)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	検診の有効性(便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つかるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	検診受診の継続(毎年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	以上6項目を記載した資料を受診者全員に個別に配布していますか。(ポスターや問診票等持ち帰れない資料や口頭説明のみは不可)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2. 検査の精度管理			
1	検査は、免疫便潜血検査2日法を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	便潜血検査キットに関して①～③についてご記入ください。 ① 検査キット名() 販売元() ② 測定方法(<input type="checkbox"/> 用手法 <input type="checkbox"/> 自動分析装置法) ③ カットオフ値(定性法の場合は検出感度) ()		
3	大腸がん検診マニュアル(2013年日本消化器がん検診学会刊行)に記載された方法に準拠して行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3. 検体の取り扱い			
1	採便方法についてチラシやリーフレット(採便キットの説明書など)を用いて受診者に説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	採便後即日(2日目)回収を原則としていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

「大腸がん検診」事業評価のための点検表(検診実施機関用)

No.	チェック項目	回答	
4	受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	検査施設では検体を受領後冷蔵保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	検体回収後原則として24時間以内に測定していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	検診結果は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

住所

商号または名称

代表取締役氏名

健診機関コード

「乳がん検診」事業評価のための点検表(検診実施機関用)

No.	チェック項目	回答	
1. 受診者への説明			
1	要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	精密検査の方法や内容について説明していますか。(精密検査はマンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと、及びこれらの検査の概要など)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	精密検査結果は市へ報告すること、またほかの医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明していますか。※ ※精密検査結果は、個人の同意がなくても市や検診機関に対して提供できる(個人情報保護法の例外事項として認められている)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	検診の有効性(マンモグラフィ検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	検診受診の継続(隔年)、ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)、症状がある場合は速やかに医療機関を受診することの重要性を説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	乳がんがわが国の女性におけるがん死亡の上位に位置することを説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	以上6項目を記載した資料を受診者全員に個別に配布していますか。(ポスターや問診票等持ち帰れない資料や口頭説明のみは不可)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2. 問診及び撮影の精度管理			
1	問診記録は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	問診では現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取していますか。※ ※質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	乳房エックス線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準(注1)を満たしていますか。乳房エックス線撮影装置名と併せてご記入ください。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	乳房エックス線撮影装置名		
4	両側乳房について内外斜位方向撮影を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向を撮影していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	乳房エックス線撮影における線量および写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構の行う施設画像評価を受けていますか。(該当するものに○) ⇒評価CまたはD、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること	A C	B D
7	撮影を行う撮影技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会(注2)を修了していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	撮影技師数 名のうち、資格Aランク 名、Bランク 名 ⇒撮影技師リスト(別紙参照)の作成をお願いします。		

「乳がん検診」事業評価のための点検表(検診実施機関用)

No.	チェック項目	回答	
8	事前に乳房エックス線撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に応する医師などを明示した計画書を作成し、市に提出していますか。(書式は任意)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
9	緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
10	乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
11	検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

「乳がん検診」事業評価のための点検表(検診実施機関用)

No.	チェック項目	回答	
3. 乳房エックス線読影の精度管理			
	読影は二重読影を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
1	読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会(注意2)を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
読影医師数 名のうち、資格Aランク 名、Bランク 名 ⇒ <u>読影医師リスト(別紙参照)</u> の作成をお願いします。			
2	二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影していますか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	乳房エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	検査結果は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

(注1)乳がん検診に用いるエックス線装置の使用基準:マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第7版 マンモグラフィガイドライン第4版参照

(注2)乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会

基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の教育・研修委員会の行う講習会等を指す。なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。

住所

商号または名称

代表取締役氏名

健診機関コード

「肺がん検診」事業評価のための点検表(検診実施機関用)

No.	チェック項目	回答	
1. 受診者への説明			
1	要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(喀痰細胞診で要精密検査となつた場合は、喀痰細胞診の再検は不適切であることなど)を事前に明確に説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	精密検査の方法について説明していますか。(精密検査はCT検査や気管支鏡検査により行うこと、及びこれらの検査の概要など)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	精密検査の結果は市へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明していますか。※ ※精密検査結果は、個人の同意がなくても市や検診機関に対して提供できる(個人情報保護法の例外事項として認められている)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	検診の有効性(胸部エックス線検査及び喫煙者への喀痰細胞診による肺がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	検診受診の継続(毎年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	肺がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	以上6項目を記載した資料を受診者全員に個別に配布していますか。(ポスターや問診票等持ち帰れない資料や口頭説明のみは不可)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
8	禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2. 質問(問診)、及び撮影の精度管理			
1	検診項目は、質問(医師が自ら対面で行う場合は問診)、胸部エックス線検査、及び質問の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)が600以上だった者(過去における喫煙者を含む)への喀痰細胞診としていますか。※ ※質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。また、加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読み替える	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		<input type="checkbox"/> はい	
2	質問(問診)では喫煙歴、妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取していますか。また最近6か月以内の血痰などの自覚症状のある場合には、検診ではなく、すみやかに検診機関を受診し、精査を行うように勧めていますか。		<input type="checkbox"/> いいえ
3	質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医または肺がん診療に携わる医師による胸部エックス線の画質の評価とそれに基づく指導を行っていますか。(注1)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	撮影機器に関して①～③についてご記入ください。(注2)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
①種類は何ですか。 (該当項目に○)	(直接撮影 ・ 間接撮影 ・デジタル方式)		
②フィルムサイズは何ですか。			

「肺がん検診」事業評価のための点検表(検診実施機関用)

No.	チェック項目	回答	
		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	③モニタ撮影の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④(デジタルの場合)日本肺癌学会が定める画像処理法を用いていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	1日あたりの実施可能人数は何人ですか。		
8	事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師、及び緊急時や必要時に応する医師などを明示した計画書を作成し、提示していますか。(書式は任意)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 胸部エックス線読影の精度管理			
1	読影の際は、2名以上の医師によって読影し、うち一人は肺がん診療に携わる医師もしくは放射線科の医師を含めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	2名のうちどちらかが「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	比較読影の方法は、「読影委員会等に委託する」、「二重読影を行った医師がそれぞれ読影する」、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	(モニタ読影を行っている場合)読影用モニタなどの機器に関しては、日本肺癌学会が定めた基準等に従っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	読影結果の判定は「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会集団検診委員会編)の「肺癌検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」によって行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	胸部エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	胸部エックス線検査結果は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 喀痰細胞診の精度管理			
	委託機関(施設名)		
1	細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関(施設名)をご記入ください。		
2	採取した喀痰は、2枚以上のスライドに塗沫し、湿固定の上パパニコロウ染色を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行っていますか。(注3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「肺がん検診」事業評価のための点検表(検診実施機関用)

No.	チェック項目	回答	
4	同一検体から作成された2枚以上のスライドを、2名以上の技師によりスクリーニングしていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	標本は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	喀痰細胞診検査結果は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

(注1)肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影:日本肺癌学会編集、肺癌取扱い規約 改訂第8版より
背腹一方向撮影を原則とする。適格な胸部エックス線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜、肋骨横隔膜角などを含むように正しく位置づけされ、適度な濃度とコントラストおよび良好な鮮鋭度をもち、中心陰影に重なった気管、主気管支の透亮像ならびに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるもの。

(注2)日本肺癌学会編集 肺癌取扱い規約 改訂版8版より

(注3)喀痰の処理方法・染色法:公益財団法人日本臨床細胞診学会、細胞検査士会編集「細胞診標本作成マニュアル」参照
細胞診判定:肺癌取扱い規約、日本肺癌学会HP「肺癌検診における喀痰細胞診の判定区分別標準的細胞」参照

住所

商号または名称

代表取締役氏名

健診機関コード

「胃がん検診」事業評価のための点検表(検診実施機関用)

No.	チェック項目	回答	
1. 受診者への説明			
1	要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	精密検査の方法や内容について説明していますか。(胃部エックス線検査の精密検査としては胃内視鏡検査を行うこと、及び胃内視鏡検査の概要など。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	精密検査の結果は市へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することなどを説明していますか。※ ※精密検査結果は、個人の同意がなくても市や検診機関に対して提供できる(個人情報保護法の例外事項として認められている)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	検診の有効性(胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	検診受診の継続(隔年※)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明していますか。 ※ ただし当分の間、胃部エックス線検査については、年1回受診しても差し支えない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	以上6項目を記載した資料を受診者全員に個別に配布していますか。(ポスターや問診票等持ち帰れない資料や口頭説明のみは不可)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2. 問診および胃部エックス線撮影の精度管理			
1	問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	問診記録は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	撮影機器の種類は何ですか。(直接撮影・間接撮影・DR撮影、方式等)	撮影機器の種類	
	日本消化器がん検診学会の定める仕様基準を満たしていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	胃部エックス線撮影の枚数は最低8枚としていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式(注1)によるものとしていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	胃部エックス線撮影において造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	胃部エックス線撮影に携わる技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得していますか(撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く)。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

「胃がん検診」事業評価のための点検表(検診実施機関用)

No.	チェック項目	回答	
8	撮影技師がいない場合は、医師が撮影をしていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
9	胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル(注2)を参考にしていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3. 胃部エックス線読影の精度管理			
1	読影は、二重読影とし2名以上の医師によって行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	原則として、そのうち1名は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医ですか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	必要に応じて、過去に撮影したエックス線写真と比較読影していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	胃部エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	胃部エックス線による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

(注1)胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は日本消化器がん検診学会発行「新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011)」を参照

(注2)日本消化器がん検診学会発行「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」(2017年発行)参照

住所
 商号または名称
 代表取締役氏名
 健診機関コード

令和5年度 マンモグラフィ検診精度管理中央委員会登録都県・評価試験結果 和光市乳がん検診に係る読影医、撮影診療放射線技師リスト

健診実施施設の鍵の貸与、開錠等に関する実施要領

1 目的

この要領は、和光市国保集団健診、集団健診、女性特有のがん検診の実施にあたり、受託者が健（検）診実施前の会場準備等を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

2 事前準備、鍵の保管及び利用について

- (1) 市は、事前に受託者に健診実施施設の鍵または施設利用許可証を貸与する。保健センターについては、市は受託者が開錠を適切に実施できるよう、セキュリティ解除方法等について事前に説明する。
- (2) 保健センターの鍵の貸与の日程等については、市受託者協議のうえ決定し、貸与に際しては手渡しで行うとともに、和光市保健センター鍵授受簿（別添参照）を記載し、押印する。
- (3) 受託者は、保健センターの鍵の管理者、保管場所、開錠実施者を定める。
 - ア 保健センターの鍵の管理
個人情報管理責任者等から選任し、決まり次第市に報告する。
 - イ 保健センターの鍵の保管場所
受託者の社内に保管し、保管にあたっては常時施錠かつ特定の職員のみアクセスできる環境とし、紛失や盗難等を防止するための環境を整備した場所とする。保管場所は事前に、市に報告する。
鍵の出納は、健診実施責任者等が責任をもって実施する。
 - ウ 保健センターの鍵の開(施)錠実施者
事業報告書に氏名を記載し、市に報告する。原則、健診実施責任者が実施する。万一責任者が開錠の対応ができないことが予測される場合には、事前に市に受託者の職員による代替者を連絡し、了解を得る。

3 健診実施施設の開錠

- (1) 受託者は、市が事前に配布した開錠日程表に定められた時刻で、健診実施施設の開錠や会場準備を実施する。ただし、状況に応じて、定められた時刻以外でも、市からの依頼があった場合は対応する。
- (2) 健（検）診日は、鍵は開(施)錠実施者が常時保管するものとし、定期的に鍵の所在を確認し、紛失や盗難等に厳重に注意する。
- (3) 健診実施施設内で事故等緊急事態が発生した場合には、直ちに現場に急行し適切な処置を施すとともに、すみやかに市に報告する。ただし、健診実施施設内で対応することを原則とする。
- (4) 開錠については、健（検）診日の業務報告書に、開(施)鍵時間と開(施)鍵実施者名の記載及び押印を行うとともに、市へ報告する。
- (5) 鍵の返却時期については、貸与の際に市が指定した日付で速やかに返却する。受託

者は、返却期日を厳守する。

4 その他

- (1) 受託者は、開錠及び鍵の保管等に際して、厳重なる注意をもって行う。
- (2) 受託者は、開錠後は健診に使用する部屋のみ入室できるものとし、健診に使用予定でない部屋（保健センター事務室等）への入室を禁ずる。
- (3) 受託者は、検診終了後は、開錠時の各部屋の備品等の配置と同じ現状復帰を行う。
- (4) 本取り決め事項内容の実施に関して、受託者の責めに帰すべき事由により、市に損害が生じた場合、市は当該事由の直接の結果として、現実に被った通常の損害に限り、受託者に対し損害の賠償を請求することができるものとする。
- (5) 実施要領に定めのない事項や疑義が生じた事項については、その都度市と受託者協議のうえ決定するものとする。

和光市保健センター鍵授受簿（令和5年度集団健診等実施）

NO.	受託者への 貸与日	市貸与品 市貸与者印	借用者 部署 氏名 (受託者)	返却予定日	備考 (鍵受 理者氏 名)	返却日付 返却物等
1	R 年 月 日 時 分			R 年 月 日 時 分		
2	R 年 月 日 時 分			R 年 月 日 時 分		
3	R 年 月 日 時 分			R 年 月 日 時 分		
4	R 年 月 日 時 分			R 年 月 日 時 分		
5	R 年 月 日 時 分			R 年 月 日 時 分		
6	R 年 月 日 時 分			R 年 月 日 時 分		
7	R 年 月 日 時 分			R 年 月 日 時 分		
8	R 年 月 日 時 分			R 年 月 日 時 分		
9	R 年 月 日 時 分			R 年 月 日 時 分		

○鍵の受け渡し及び鍵の管理については、契約時に市と受託者が協議のうえ決定した方法により実施します。